

# みんなで守ろう選挙のルール

**✕ 政治家の寄附は禁止！** **✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！**

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも**法律で禁止**されています。

例えば、このようなことは禁止されています

**✕ お歳暮やお年賀**



**✕ 会費制でない会合での支払い**

※厚志や寸志も含まれます  
※飲食代相当額であっても支払うことはできません



**✕ お祭りの際などに寄附や差し入れを求めること**

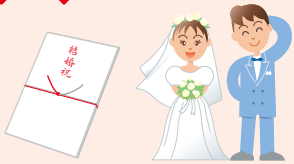


**✕ 町内会の集会や旅行会などの催物への寸志や飲食物などの提供**



**✕ 結婚祝**

(政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)



**✕ 香典**

(政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)



**✕ 病氣見舞い**



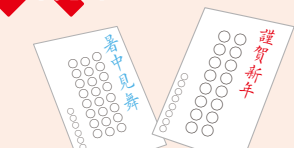
**✕ 落成式・開店祝いや葬式の花輪・供花**



**✕ 入学祝・卒業祝**



**✕ 選挙区内の人への年賀状や暑中見舞い**



**✕ 後援団体による寄附**



**政治家は  
贈らない  
有権者は  
求めない**



彩の国埼玉県

埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会

